

平成 29 年（2017 年）9 月 8 日

狛江市企画財政部長 高橋良典 様

市民センターを考える市民の会 代表 立川節子

NCM調査報告書に対する市民の会「質問書」への回答に関する再質問

※NCM=日建設計コンストラクションマネジメント株式会社

2017 年 7 月 10 日付での市民センターを考える市民の会（以下、「市民の会」）からの『市民センター増改築等調査委託調査報告書』に対する質問書（以下、「質問書」）に対する回答（狛企政発第 000378 号『市民センター増改築等調査委託調査報告書』に対する質問書について〈回答〉）（以下、「質問書に対する回答」）を同 7 月 31 日付けでいただき、ありがとうございました。また、その後に、NCM調査報告書で使用された「構造計算書」について、情報公開請求に応じて開示いただきました。

これらについて、「市民の会」世話人会で検討し、さらなる質問、および、いくつかの要望が出されましたので、改めて文書にまとめてお伝えしたいと思います。お手数をおかけしますが、お読みいただき、ご回答をお願いいたします。

1 「【回答】について」——③、④案は「市民提案書」にもとづく市民センター増改築にふさわしい案として受け止めることはできません。

既存施設等を活用するとした③案、および、当初の発注期日後に追加予算および期日の延長により追加発注し作成された④案について、「これらは市の提案によるもの」で、市民の会の提案の「(建物の) 規模とは違います」、また、「(市民の会の) 思いとは違うものになっているかもしれません」とされています。そして、「実情を考慮した市としての一つの案として受け止めていただければと思います」と述べられています。

この点についてですが、

(イ) 市民の会の「市民提案書」は、「市民の会第 1 ステージ」（2015 年 2 月～2016 年 4 月）において、「市民協働」のとりくみとして狛江市と協定を結び市の担当者にも市民の会世話人会等に出席いただくなかで、市民生活や市民センターの利用状況など「実情」をふまえてまとめられたものであること、

(ロ) そのさいの議論では、公民館機能を分断する③案や、増床部分を現在の提案の三分の一以下とする④案に結びつくような提案は市からもなされておらず、これら③④案に結びつくような「実情」ものべられていないこと、

(ハ) そもそも市は、NCMとの調査委託の契約（2016年9月5日）にあたって、『市民提案書』をもとに……調査する」とされ、「検討案作成方針」で、『提案書』に示された考え方、必要な面積等を基に……検討を行い、成果物を作成する」とされています。私たち「市民の会」が「市民提案書」を十分に踏まえた提案がNCMから出されてくるものと期待していたのは当然のことです。しかし、「回答3」（回答書4ページ）では、「市としては、提案の規模や内容を前提とした増改築を行うことを約束したのではなく」とわざわざことわったうえで③案を調査対象としたとのべられ、「回答4」（回答書5ページ）では④案についても同様の考え方であるとされていること、

(ニ) 一方、「市民提案書」は、新しい市民センターは、社会教育施設として、すべての市民にひらかれた学び・憩い・交流の場として、増改築事業のプロセスをふくめ、市民が将来的にも誇りに思える施設となるよう、「市民協働」の事業として整備することを提案していること、

——以上の点から、③案および④案については、「市民提案書」の提案から大きく離れたものと言わざるを得ず、ワークショップの開催など多くの市民および市とも協働し、ともに作り上げてきた「市民提案書」の実現を目的とする市民の会としては、市民センター増改築にふさわしい案として受け止めることはできません。

2 「回答1」（回答書1ページ）について——「②-2」木造縦増築案は、「経費節減、工期短縮、省資源化」等をめざした市民の会の提案とは大きく異なるものです。「構造計算書」の紛失（破棄）による制約があるとはいえ、既存建築物の有効活用についてさらに調査・探求をお願いします。

まず、「質問書への回答」では、市民の会が「縦木造増築時の現市民センターの補強が不要」と言っているようにのべられていますが、これは誤りです。

市民の会では、既存の建物を必要な補強によって強度を高め、増築部分をCLTなど木を使うこと等で軽量化するなどによって、縦増築が可能と考え、有力な案として提案してきました。これは、改築と比べて、経費節減、工期短縮（市民センターを使用できない期間をより短く）、省資源化をはかりながら、必要面積を確保することのできる方法と考えられるためです。そしてこれを実現する具体的方法についても、建築の専門家の意見をふまえた提案をお伝えしてきたところです。

従って、増改築検討案発注の際に「②-2案」として木造縦増築が盛り込まれたことを歓迎し期待していました。ところがNCM報告書で示された「②-2案」は、もともと工期が長く、使いながら改修することは不可能であり、コストも改築（新築）とほぼ同程度になるという、市民が到底選択することのできないものとなっています。正直に言って、このような提案がなされたことに驚いています。

よって、NCM報告書「②-2案」は、木造縦増築案としてはこの補強案が唯一の方法と考えているのでしょうか、お答えください。

(イ)「回答1. —回答1)」について

現在の建物について、「既存市民センター設計時に建物を上へ増築することを考慮した構造設定を行っていないため、それに耐えうるだけの余力がない」との見解ですが、現在の柱の強度などは具体的に把握されたうえで、このような見解になったのでしょうか。

縦増築の手法について、補強をすべて新規に柱を立てることによっておこなうのではなく、構造壁による補強、既存の柱の補強などによっておこなうことは技術的に不可能なのでしょうか。

(ロ)「回答1. —回答2)」に関連して

「質問書への回答」では、NCM報告書は「構造計算を行い基礎や柱の増設、補強工事などが必要と判断した」のに対し、「(市民の会は)構造計算を行わずに考え方で判断している」とされています。この点について、お聞きします。

まず、現在の建物については以前から、幾度か「構造計算書を紛失(廃棄)しており、存在しない」とされてきました。そのため、既存建物をどのように補強すれば縦増築が可能になるのか、現在の建物の「構造計算書」に基づいてその可否を判断することができない状態にあると考えられます。それゆえに、一定の推計によってその可能性を検討せざるを得ません。この原因は、行政が現存建物の構造計算書を紛失したことにあります。

他方で「回答」では、NCM報告書「②-2案」では「構造計算」が行われているとされていますが、現在の建物の構造計算書は紛失(破棄)されていますから、この「構造計算」とは、現在の建物とは別の構造計算と推察されます。ここでおこなわれた構造計算とはどのようなものなのでしょうか。現在の建物の強度とはどのような関係にあるのでしょうか。

私たちはこれまでも述べてきたように、CLTなども活用し現在の建物の補強で縦増築が可能であれば、費用・工期・資源等の面で有利であり、市民の利益になると考えています。そのために、現建物の強度を把握したうえで、どのような補強をおこなえばどこまでの縦増築が可能になるのか、そのコスト等を含めて十分に検討され、判断されるべきだと考えています。

NCM報告書では、現在の建物の強度について、どのように調査され分析されているのでしょうか。行われているとすれば、どこに定められているのでしょうか。また、行われていないならば、なぜこのような結論が導かれたのでしょうか。

現在のNCM報告書「②-2案」は、いわば「別の建物を既存の建物の上の空間に

作る、といったイメージで提案されているように思われます。これは、現在の建物の具体的な強度の実態をふまえることなく、「既存建物の構造への補強はしない」「既存の建物には負荷をかけられない」ことを前提にした、非常に大きな制約のもとでの提案だと考えざるを得ません。現在の建物の「構造計算書」が存在していれば、このような提案にはならなかったのではないかと思います。

「耐震診断」により明らかにされた現在の建物の状態は、「回答」で指摘されているように「建築確認申請」の直接の資料とはなりません。どの程度の補強によりどのような縦増築が可能かを推測する一つの材料になるのではないのでしょうか。「構造計算書」がない下では、こうした関連情報などから可能性を推測して提案し、その方向について市民の支持があれば、最終的には建築確認申請に必要な「構造計算書」を再作成するというのが筋道なのではないかと思います。

したがって「②-2案」は、現在の建物の「構造計算書」がないもとでの制約を前提としたNCM案ではなく、一定の推計にならざるを得ませんが、その実現可能性についてさまざまに情報を提供し、市民的な議論のなかで判断していくことこそ、市民協働でおこなわれる増改築事業にふさわしい対応ではないのでしょうか。

現在のNCM報告書の「構造計算」にはいかほどの費用がかかっているのか教えてください。

(ハ)「回答1. —回答3および4)」に関連して

「質問書への回答」では、以前に提出した考え方を示した資料について、「構造計算がない」「疑問点があり補強が不要だと判断できなかった」などとの指摘がなされています。この点について、確認したいと考えています。

まず、事実関係の確認ですが、構造計算フローについては「ルート3」です。

また、市民センターは耐火構造であることが必要であり、CLTは被覆して使用することを想定して提案しています。

「回答」では、CLTは「部屋の大きさがさまざまである市民センターには不向き」「被覆材で覆うと木の良さを生かしきることはできない」「耐火建築物にすることが必要」であるため採用しなかったとあります。これは、NCMの評価でしょうか、狛江市の評価でしょうか、または共通して確認された評価でしょうか。

「鋼材内蔵型」は、H28年度時点では、耐火構造の国土交通省認定を受けている工法では、木材に力を負担させることはできないとありますが、現時点でも変更はないのでしょうか。出典資料名を教えてください。

3 「回答2」について——補助金活用について積極的に研究し・盛り込んでください。

「②-2 案」のイニシャルコスト 37.7 億円に対し、「次世代林業基盤づくり交付金」が適応された場合、最大どれくらいの補助金を受けられる可能性があるのでしょうか。モデル性が高い知事認可施設（1/2 以内）となった場合、また、通常の設定額補助（15%以内）の場合についてどうなるでしょうか。

補助金適用には「市町村木材利用方針」の策定が必要だと考えますが、その予定はありますか。補助金獲得に向け、都への聞き込みなどはおこなわれているのでしょうか。

環境省も木材利用について補助金を持っているが、これについては研究されていますか。他にも、活用できる可能性のある補助金を含めて、補助金全体をリストアップして示してください。

また、現在 NCM 報告書では①案（改築案）は鉄筋コンクリート造のみとなっていますが、木を使った改築案も検討対象に加えることを希望しますが、いかがでしょうか。

4 「回答 3」（食堂部分）について——食堂の公民館への編入については統一的对応をお願いします。

③案および④案についてのみ公民館面積に加算されている「食堂」（現在のジャックポット）について、「質問書への回答」では「カフェの代案として、市民食堂を利用」する案とされています。「市民提案書」でその柱として提案しているコミュニティ・スペースのカフェ（喫茶スペース）は単に飲み物を供給する場所ではなく、市民が集い・交流するスペースであり、公民館との一体性あることが重要です。また、障がい者の就労訓練の場などとして社会教育施設にふさわしく活用できる場所とすることが必要と考えます。これらを保障するために、③案、④案では、現状の形態からどのような用途変更（委託業者の変更を含めて）をおこない公民館に編入することを想定されているのでしょうか。

また、食堂を市民だれもが気軽に利用できる公民館スペースとして活用することは歓迎です。ただ、③案と④案にのみ食堂利用を盛り込むのではなく、①案、②案にも盛り込まれるべきものだと考えます。①～④案の共通事項として食堂を公民館スペースに編入（新市民センターの公民館面積として加算）し、それにふさわしい利用形態を考えるのか、公民館面積には加えないか、いずれかの統一した対応が求められると考えます。

5 「回答 3・4」（図書館部分）について——これまでの市民的議論をふまえた滞在型図書館となるようにしてください。

（イ）35 万「冊」ではなく、35 万「点」の確保を

図書館について、「市民提案書」は、「類似他市の中央館における最大クラスの蔵書を提案」しているが、④案は「類似他市の中央館の平均レベルの蔵書」とされています。

す。「市民提案書」の提案は、これまでの「狛江市公共施設整備計画」(2012)での三中移転中止にともなって凍結された新図書館建設計画(市民参加で策定、4800㎡、蔵書数40万冊。2003年の「まちづくり総合プラン」でオーソライズ)にたいし、2600㎡(図書館専有部分のみ)、35万冊を提案したものです。今回提案した滞在型図書館を実現するためにも、新市民センターでは必要な床面積を確保してほしいと考えています。

市民参加で議論をすすめ、2011年まで市で引き継いできた新図書館の規模(蔵書、面積)についていかがお考えですか。

「狛江市は市域が狭いため、西河原公民館や各地域センターの蔵書も含め提案書の蔵書を確保する」とされていますが、西河原公民館や各地域センター図書室は利用対象から、児童書(子どもの本)がほぼ4割~5割を占め、また一般書(大人の本)は小説・エッセイなど読み物と実用書が中心です。児童書は中央館とほとんど重複し、一般書のうち読み物はかなり重複すると考えられます。実用書は重複する比率は下がると考えられますが、内容がすぐ古くなり、仮に中央館で引き取っても、すぐ廃棄するものが増えると考えられます。

つまり、地域センター図書室などの蔵書を中央図書館の蔵書に加えても、実際に中央館で使える資料は少ないことが考えられます。「市民提案書」の中央図書館の蔵書冊数35万冊とは35万種類の図書(約35万点)をさしませんが、先の「回答」も他館と合わせて市全体で35万種類の図書を確保するという意味で理解してよいでしょうか。

(ロ) ③④案は「市民提案書」から大幅削減

NCM報告書の図書館の記述は、ハード(スペースや部屋配置など)優先で、これからの市民センターのあり方を見据えて、市民の居場所としての魅力や利用度を増すといったソフト面への配慮が不十分だと感じられます。とくに③、④案については、「質問書への回答」では、「スペースの拡大が図られた」とありますが、図書館の専用面積は「市民提案書」の約半分で、蔵書冊数は67~71%と大幅に削減されています。収容能力優先で他のサービスは軽視されています。具体的には次の通りです。

①「ゆったりしたスペースのある滞在型図書館」の実現は無理——一般開架スペースの単位当たりの蔵書冊数に書庫(本の収容第一、通路も細い)の数字200冊/㎡を使用。しかも、現在の公開貸出室の数字と同一! 書架(棚)の密度が現状と同じでは、面積が増しても、アンケートでの最大の不満「狭い」、特に「読書の場所(スペース)がない、少ない」は全く解消されません。「座って本を選ぶ、読む、調べものができる、さまざまなタイプの読書スペースを随所に」、「車イスやベビーカーに対応した広々とした通路と書棚を設ける」のは困難と考えられます。

②「資料を倍増し、ワクワクする本と出会える場」の実現も困難——参考調査・地域資料は現状以下で、レファレンス機能は縮小、また「新聞・雑誌コーナー」も市民

提案書の1/3では、「雑誌の倍増」やソファのあるラウンジコーナーの実現は不可能です。視聴覚資料（CD・DVD）コーナーも提案書の1/2しかなく、2室に分割では試聴コーナーの新設などどこまでできるか不透明です。

③新たなサービスを展開し、「みんなが使いやすい図書館」をめざすのも黄信号！——独立したティーンズ・コーナー、シニアコーナー、異文化交流コーナーの新設は公民館の2フロビーと兼用とされています。ここは書棚が並ぶ場所であり、機能が異なることから専用でなくては困ります。また独立した子ども室は市民提案書の約60%で、公民館の幼児室と兼用と実態を無視したプランです。

以上、NCMの③、④案では図書館のあり方やサービスが検討されておらず、提案書で重視したコンセプトが軽視されていると考えますが、いかがお考えですか。

6 「回答3」について——市民意識調査はNCM調査報告書にどのように反映されているのでしょうか。

毎年実施されている市民意識調査の結果が、NCMに提供され、調査報告書に反映されているのかどうかという問いについての回答がありません。回答をお願いします。

市の「回答」（5ページ上から6段目からの記述）にみる市の判断——④案の公民館部分——は、NCM調査に基づいていると思われませんが、NCM報告書の当該部分の分析は以下の点が十分に考慮されていません。分析が不十分だと思われませんが、いかがでしょうか。

（イ）公民館各室の申込状況や利用内容の分析

①申込希望団体が申込時に希望日時の空きがなく、他施設を利用したり、日時を変更したりする実態をどう把握したのでしょうか。

②各室の利用状況分析に当たり、希望の室がとれず、やむを得ず他室に変更した（例えば第1会議室を第4会議室や料理実習室に変更）とか、料理実習室を使用する公民館事業が極端に少ないために他の目的で使用されているという実態を踏まえて、どのように分析し、この室を学習、集会に兼用出来るように提案したのでしょうか。

（ロ）室の利用時間帯の区分の分析

NCM報告書73ページ右で、利用時間帯の再検討が提案されています。しかし、同報告書では、それ以降は、時間帯のもつ意味についての分析はなく、つねに総量としての室利用を計算し、「枠」数の合理性、室面積、室数の合理性を主張しています。

そのことは、

①室利用状況と枠数への評価（報告書90~91ページ）

②市民の生活実態に合わせて、各室の利用時間帯設定の必要性（同 73 ページ右に関連して）という点から検討する必要があると考えます。

（ハ）講座室消滅の意味

NCM報告書 107 ページによると、④案においても種々の他室との兼用が提案されています。その一つが現講座室の扱いです。報告書では、多目的ホール（中）の兼用で充分としています。しかし、多目的ホール（中）使用時の設営とか、隣室がダンス、音楽、演劇等に使用された時の騒音など、問題が多すぎます。現財の講座室相当の室の存続は欠くわけにはいかないと考えます。

市は、④案について「各室の必要な規模や部屋数を分析することで現在の使い方に合った計画となるのではないかという考え方から追加した」（市「回答」5 ページ上から 6 行目から）と言っているだけに、しっかりしたデータに基づいた計画を考えるべきです。市は、NCM報告書の④案の基本をなす分析結果についてどのように考えているのでしょうか。十分なものだと考えているのでしょうか。

7 「回答5」について——共同の勉強会の開催など、積極的な市民協働をお願いします。

「質問書への回答」では、行政と市民の共同開催でのCLT勉強会について、「（改築か増築かなど）どの方向性にするかを検討している段階」のため学習会開催という「状況にない」との回答でした。

しかし、方向性を検討する段階だからこそ、それに影響する建築手法や省エネ機器等の機能をふくめた勉強・研究を、多くの市民とともにすすめて、知識を共有していくことが大切なのではないでしょうか。あらためて、「方向性」を市民が判断するための情報提供としての勉強会を開催することを求めます。

8 コミュニティ・スペースについて——新しい市民センターの目玉にふさわしい位置づけを求めます。

「市民提案書」では、新市民センターの目玉の一つとして、「コミュニティ・スペース」新設の提案をおこない（15～16 ページ）、「市民広場」と一体になった整備で市民に親しまれる空間をつくり出すことも提案しています（16 ページ）。これらについて、NCM調査報告書でも 23～30 ページ及び 107 ページ、115 ページ、117 ページなどで検討されていますが、その内容についていくつかお聞きします。

NCM報告書の③案及び④案のコミュニティ・スペースの提案について、市は、新市民センターの目玉となりうる提案だと見ているのでしょうか。

107ページに示された「諸室の規模」では、④案及び③案はコミュニティ・スペースについて、「カフェ」には現在の庁舎食堂（ジャックポット）を当てはめ、「展示コーナー」はB1の現在の公民館活動資料室（現状は倉庫用になっている）を兼用で使うとして当てはめ、「規模を確保することができた」としています。しかし、これは、面積を満たすために形式的にあてはめたものと言わざるを得ません。「市民提案書」が述べたエントランスホールや「市民広場」と一体的に整備された空間づくりとして検討された結果と言えると考えますか。

なお、115ページの比較表では、③案及び④案ではコミュニティ・スペースは他の案より制限されることを示しつつ、充実度は「現状より高くなる」と表現されています。充実するとは、何を指して言われているのか、それは、新市民センター整備の目玉としてふさわしい水準のものとお考えでしょうか。面積の一定の拡大を指すのであれば、これまで述べてきた、食堂や図書館との兼用の問題をふくめ、検討・検証が求められる問題が多々あると考えます。市はどのように考えていますか。

私たちは、市民にとって、必要で、利用しやすく、夢のある新市民センターを実現するうえで、学び・憩い・交流の場としてのコミュニティ・スペースは重要な要となるものと考え、提案しています。それは、将来の狛江市の発展にも資するものと考えています。しかし、NCM報告書の③案、④案では、この点がなおざりにされ、面積合わせになっているように感じざるを得ません。市はどのように考えていますか。

また、NCM報告書117ページの比較表では、「市民広場」は「②-1案」および④案では空間の確保に困難が生じることがのべられています。NCM報告書26ページにもある各種イベントの更なる活性化を考えれば、「市民広場」の空間確保は重要な課題と考えます。市はどのように考えていますか。

9 今後の進め方について——建物の形や面積の在り方は社会教育施設の在り方の検討と一体に。よりよい市民センター増改築を行政と市民がいっしょになって実現させましょう。

現在棚上げされている2014年の市民センター改修案を作成した検討委員会も、当初は、市民センターのありかたを検討する予定でした。しかし、結局、面積や部屋のレイアウト等ハードの検討で終わってしまいました。私たちは、この苦い教訓を生かしてほしいと考えています。

よりよい市民センター増改築を行政と市民がいっしょになって実現させるため、私たち「市民の会」も、引き続き積極的に提案させていただきたいと考えています。つきましては、今後の進め方として、次の点をお約束いただけないでしょうか。

2014年8月の市民説明会で、市は、市民センター改修検討委の改修案を棚上げして、次の3つの項目について時間をかけて、市民と共に考えて行くとの方針を示しました。

①生涯学習・社会教育施設のあり方の検討、②公民館・図書館の機能並びにサービスの検討、③市の計画、財政状況の検証。

しかし、NCM報告書（特に③案、④案）は、上記①と②については全くないしほとんど検討されていません。建物の在り方の検討は、①②の市民センターが社会教育施設としてどうあるべきかという検討と切り離すことはできません。

その点からも、①②の議論を欠いたまま、ハード面である建物の形だけを先に決めてしまうといった進め方、とりわけNCM報告書の5つの案からの選択を市民に求めるといった進め方は納得できません。そうした進め方は行わないことを、市として約束していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

「回答6」では、説明会開催や市民へのアンケート作成についても、市民の会との共催をふくめてご検討いただいているとされています。よりよい市民センター増改築の実現へ、「市民提案書」の実現をめざし、より積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上